

登録電気工事業者 登録証再交付申請手続きについて

電気工事業者として登録された場合は、それを証明するものとして登録電気工事業者登録証が交付されますが、この登録証を紛失した場合等は再交付を受けることができます。

申請にあたっては、次の書類が必要となります。

1 必要な書類

(1) 様式第21号 登録証再交付申請書

申請書上部にある納付済証貼付欄に納付済証を貼付してください。

(2) 登録電気工事業者登録証

(登録証を汚損、破損等により再交付を希望する場合)

2 手数料 2,200円

3 手数料納付方法(令和8年10月以降)

- ・手数料収納窓口にて、申請書左上にあるQRコード、または山口県手数料納付連絡票に記載されたQRコードを提示し、手数料をお支払いください。

- ・手数料支払い後発行される「納付済証」を申請書の納付済証貼付欄に貼付してください。

(注1) 納付済証は再発行できません。紛失されないよう十分ご注意ください。

(注2) 令和8年9月末までに購入された山口県収入証紙は、令和9年3月末日まで手数料の納付に使用できます。収入証紙につきましても、申請書左上「納付済証貼付欄」に貼付してください。

4 受付期間

随時

5 提出先 (書類は、持参または郵送により提出してください)

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県 産業労働部 産業政策課 産業資源班 TEL:(083)933-3155
--

6 その他

登録証を失って再交付を受けた者は、失った登録証を発見したときは、遅滞なく返納してください。